

社団法人 木更津法人会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人木更津法人会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、木更津市に置く。

(支部及び部会)

第 3 条 本会は、理事会の決議を経て、必要の地に支部及び部会を置くことができる。

2. 支部及び部会の運営については別に定める。

第 2 章 目 的 お よ び 事 業

(目 的)

第 4 条 本会は、よき経営者をめざすものの団体として、全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて企業経営と社会の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催並びに記帳指導等の実施
- (4) 会員を中心とする納税貯蓄組合の設立及び指導、協力
- (5) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (6) 友誼団体との協調、連携
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員たる資格を有する者は木更津税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 8 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 事業の閉鎖又は解散
- (3) 除 名

(退 会)

第 10 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 12 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。
3. 支部総会及び部会総会の決議により支部費、部会費を徴収する事ができる。

(会員の名簿)

第 13 条 本会は別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 14 条 本会に次の役員を置く。

理事 44名以上55名以内

うち会長 1名

副会長 7名以内

常任理事 13名以内

監事 3名

なお、必要と認める場合は専務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は、総会において会員の代表者その他の役職員のうちからこれを選任する。

2. 前項の規定にかかわらず専務理事については総会において会員以外の者から選任することができる。
3. 会長、副会長及び常任理事は理事の互選により、これを選任する。

(役員の職務)

第 16 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 専務理事は、日常会務を処理し事務局を指導監督する。
なお、専務理事は事務局長を兼務することができる。
4. 理事は総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
5. 常任理事は、本会の常務を審議処理する。
6. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3. 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第 18 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

- 第 19 条 役員は、原則として無報酬とする。
ただし、専務理事は有給とすることができる。

第 5 章 顧問、相談役、評議員、委員及び職員

(顧問、相談役、及び評議員)

- 第 20 条 本会に顧問、相談役、及び評議員を若干名置くことができる。
2. 顧問、相談役、及び評議員は、毎年度理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
 3. 顧問、相談役、及び評議員は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委 員 会)

- 第 21 条 第5条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。
2. 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
 3. 委員長及び委員は、理事会の推薦により会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。
任期は2年とする。

(職 員)

- 第 22 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
2. 事務局には事務局長及び職員2名以上を置き会長がこれを任免する。
 3. 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

- 第 23 条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(会議の種類)

第 24 条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第 25 条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したとき開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代える事ができる。

(会員の表決権)

第 27 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第 28 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 29 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- 一、事業報告及び事業計画
- 二、決算及び収入支出予算
- 三、理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

四、その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第30条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。
3. 監事、顧問、相談役及び評議員は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第31条 役員会は会長が必要と認めたときこれを開催する。

2. 役員会の招集については、第26条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、この構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、総会に提出すべき議案
 - 二、定款の変更に関する議案
 - 三、総会において、理事会に委任された事項
 - 四、その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
2. 常任理事会は、理事会にかわり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第34条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一、設立当初寄附された財産目録記載の財産
- 二、会費
- 三、事業に伴う収入
- 四、資産から生ずる果実

五、寄付金品

六、その他の収入

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 37 条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類に区分する。

2. 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制度)

第 38 条 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経 費)

第 39 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第 40 条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第 41 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第 44 条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 45 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 46 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 従来君津法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り、東京国税局長の設立許可があった日から次の通常総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、東京国税局長の設立許可があった日から昭和51年3月31日までとする。
5. 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
6. この定款の一部変更（第14、15、16、19、30条関係）は東京国税局長の認可のあった日（平成2年6月28日）から施行する。
7. この定款の一部変更（第4条関係）は東京国税局長の認可のあった日（平成6年6月29日）から施行する。
8. 平成6年5月26日改選の役員に限り、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず第21回通常総会の日（平成7年5月24日）までとする。
9. この定款の一部変更（第14条関係）は東京国税局長の認可のあった日（平成7年6月30日）から施行する。
10. この定款の一部変更（第14条関係）は東京国税局長の認可のあった日（平成12年7月5日）から施行する。